

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成20年第2回定例会

平成20年2月1日

新宿区教育委員会

## 平成20年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年2月1日(金)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 4時19分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委 員	羽 原 清 雅
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
副 参 事	遠 藤 剛	教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	山 田 秀 之
生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎	管 理 係 主	

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第10号 平成20年度新宿区一般会計予算
- 日程第2 議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第14号 新宿区立区外学習施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第15号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第16号 「教育行政の推進にあたって」について

### 報告

- 1 教育振興基本計画の策定について（教育政策課長）
- 2 平成20年度区立小学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて（学校運営課長）
- 3 平成19年度空气中化学物質濃度検査について（学校運営課長）
- 4 平成20年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について（学校運営課長）
- 5 平成20年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について（学校運営課長）
- 6 新宿区立図書館基本方針（最終報告）について（中央図書館長）
- 7 平成19年度新宿区教育委員会特別支援教育発表会の報告について（教育指導課長）
- 8 その他（早稲田大学教育・総合科学学術院図書館施設の利用に関する覚書の締結について 中央図書館長）

午後 2時01分開会

## 開 会

熊谷委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

### 議案第10号 平成20年度新宿区一般会計予算

熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第10号 平成20年度新宿区一般会計予算」を議題といたします。

教育長 「日程第1 議案第10号 平成20年度新宿区一般会計予算」については、平成20年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正、円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

熊谷委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第1 議案第10号 平成20年度新宿区一般会計予算」を非公開により審議することに異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第10号を非公開により審議いたしたいと思っております。

恐れ入りますが傍聴人の方は御退席をお願いいたします。

午後 2時09分再開

### 議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷委員長 それでは、次に、「日程第2 議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第3 議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、関係する議案ですので一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 それでは、「議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

議案第11号及び議案第12号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 議案第11号、11号議案でございます。件名は、「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これにつきましては、8月の教育委員会で同種の条例改正をいたしましたけれども、これにつきましては制度の内容、詳細がそのとき決まっていなかったものですから、引用条文の整備のみの改正でございました。今回は制度内容がある程度明確になりましたので、それによる改正でございます。

概要で御説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児のための短時間勤務制度を導入するに当たり、育児短時間勤務職員等の給料月額等を定める必要があるために、この条例を改正するものでございます。

この条例の大枠につきましては、区の条例であります新宿区職員の育児休業等に関する条例で規定してございますけれども、教育委員会としましては給与と勤務時間等の条例改正を今回するものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

1番でございますけれども、これは規定整備でございます。24条の2項から7条の2へ移動したものでございます。条文を移動しただけでございます。

次に、2番でございますけれども、給料月額を定めるというものでございますけれども、この育児のための短時間勤務というのはさまざまなパターンがございます。例えば、1日当たり4時間の方、1日当たり5時間の方、週3日の方、週2日半の方、そのほかあるわけがございますけれども、このパターンで、給料月額については勤務パターンで変わるわけでございます。ですから、正規の勤務時間の方は40時間ですので、その給料につきましては当然40分の20時間の方は20、24時間働く人は40分の24と、こういうふうになりますので、そのことをこの2で説明させていただいております。

次に、3番でございます。第7条の2を新設したことによりまして、条を繰り下げるとともに、新宿区幼稚園職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴いまして引用条

項を改める。これはまさしく規定整備の部分でございます。

次に、4番でございますけれども、超過勤務手当、通常給与のほかにも超過勤務手当とございますけれども、これにつきましては勤務1時間当たりの給与額の算出について定めたものでございます。

(1)でございます。1日働く時間が、正規8時間に達するまでは割り増しなしで100分の100にしますと。通常は、8時間以降働いたものにつきましては割り増しがございます。例えば100分の125だとか、100分の150だとか、そういう割り増しがありますけれども、8時間までについては、この方が8時間働かないわけでございますので、8時間までは割り増しなしで、100分の100払いますということが(1)でございます。

次に、(2)でございますけれども、育児短時間勤務職員等の勤務1時間当たりの給与額は、40時間ベースで算出したものにつきまして、育児短時間勤務職員等の勤務1時間当たりの給与額掛ける1週間の職員の正規の勤務時間40時間の分を、育児短時間勤務職員等の1週間の正規の勤務時間で割ると。要するに、先ほどとちょっと逆になりまして、先ほど勤務のパターンで給料月額が40分の20になると話しましたけれども、今度、逆に1時間掛けることの20分の40、あるいは24分の40、25分の40と、パターンで1時間単価が変わるというものでございます。

これは施行日が平成20年4月1日でございます。

次に、12号議案でございます。「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これも先ほどと同じように、国の制度、法律改正に伴いまして、この条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、1番につきましては規定整備でございます。第3条第2項を削りまして、第2条第1項で規定するというものでございます。

2番でございますけれども、育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間を定めるものでございまして、育児短時間勤務職員等の1時間の正規の勤務時間につきましては、育児短時間勤務等の内容に従いまして教育委員会が定めるということでございます。これは本人の申し出によって定めるということでございます。勤務パターンが、先ほどから申し上げているように、1日当たり4時間、これは週20時間でございます。1日当たり5時間、週25時間、そういうふうにいるパターンがございますけれども、これは本人の申し出によって、こういふことを定めますという条文でございます。

次に、後ろから2行目でございますけれども、職務の性質によりこれによりがたいときは、教育委員会規則で定める期間により、月1週間当たり育児短時間勤務等の内容に従った時間とする正規の勤務時間を定めることができる。これはそういうパターンはありつつも、そういうパターンでない場合、例えば職場によって、ローテーションがある職場がございます。新宿区の場合、幼稚園は余りそういうことはありませんけれども、そういう場合につきましては、勤務パターン以外に定めることができますよという、そういう条文でございます。ですから、例外の部分のフォローをする条文でございます。

次に、3番でございます。2ページの3番でございます。

育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間の割り振りを定めるということで、月曜日から金曜日の日において、1日につき8時間を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るということでございます。これはこのとおりでございます。8時間を超えない範囲内で、月曜日から金曜日までに割り振りなさいと。例えば、1日当たり4時間の場合は、毎月、月曜日から金曜日勤務でございますけれども、週3日の場合は2日間、週休日がございます。その場合については、1日8時間を超えない範囲で、勤務日をちゃんと定めなさいという条文でございます。

次に、4番でございます。育児短時間勤務職員等の週休日を定めるというものでございますが、これが(3)まででございます。

(1)は日曜日及び土曜日は週休日とし、必要に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの間において週休日を設けるものとする。この場合は、先ほど言ったように週3日、週2日半の場合については週休日を定める必要があるために、こういう措置をとるということでございます。

次に、(2)でございますけれども、職務の性質によって特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、4週ごとの期間につき8日以上で勤務の内容に従った週休日を設けるということは、通常週ごとに決めるものを4週間ごと、要するに月ごとに決めてもいいですよというものでございます。

次に、(3)でございます。職務の特殊性または育児短時間勤務の内容により、(2)によりがたい場合。最初は週の中で決めなさい、次は1カ月単位で決めてもいいですよ。それでもまだ決めることができないという場合については、次の取り決めをいたしました。4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で勤務等の内容に従った週休日を設けるということでございます。

次に、5番でございます。これは1日8時間勤務のパターンをとっている職員以外は、半日勤務の割り振りに変更できないということでございます。要するに、1日、例えば5時間しか働かない人が、半日として2.5時間はだめですよという、そういう条文でございます。

次に、6番でございます。育児短時間勤務職員等の宿日直勤務の取り扱いを定めるということでは、公務の運営に著しい支障が生じると認められるとして、教育委員会規則で定める場合に限り、宿日直勤務を命ずることができる。これは基本的にはだめだけれども、教育委員会でそれは別に定めることができる。ただし、非常に限定的にできますよと。要するに、こういう制度の趣旨からいって、これは好ましくないという部分でございます。ただ、限定的にできるというふうに条文で規定しているものでございます。

次に、7番でございます。この職員の超過勤務の取り扱いを定めるものでございますが、これも先ほどの6番と同じように、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合については、教育委員会で超過勤務を命ずることができる。これも限定的にできますよという部分でございます。

次に、8番でございます。年次有給休暇についての定めでございますけれども、再任用短時間職員と同様の取り扱いを定めるということでございます。ただし、それは20日を超えない範囲で定めますよと。この方は1年間の勤務時間が少ないわけでございますね、通常よりは。労協で決まっている部分を、まさしくそのとおり区では採用してございますけれども、それが再任用職員の勤務時間の一覧表と同じになりますよ。例えば、1週間の勤務日数が4日で30時間未満の場合については16日というふうになってございます。ですから、普通は、通常20日ももらえますけれども、その勤務時間、日数によってだんだん減っていくというものでございます。

次に、9番でございます。規則への委任の規定について文言を整備する。これは規定整備でございます。

次に、施行日でございますけれども、平成20年4月1日。ただし、規定整備につきましては、公布の日からということでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第11号及び議案第12号までの説明が終わりました。

1件ずつ質疑を行いたいと思います。そして、採決を行います。

まず、「議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」



について、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか、国の法改正に伴う改正でございますので。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第11号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、御意見、御質問をお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

「議案第12号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に、「日程第4 議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第13号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第13号議案でございます。件名は「新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

これも概要に従って説明させていただきます。

平成20年度の組織改正に伴いまして、教育委員会事務局組織規則を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、1から6までございます。

1、教育政策課でございます。

地域家庭教育係を設置し、生涯学習振興課が担当していた社会教育、学校・家庭・地域の

連携、女神湖高原学園の管理、新宿歴史博物館、文化財に関する事務を担当する。

生涯学習振興課に置いていた社会教育主事を教育政策課に置き、その担当事務から社会体育に関する部分を削るというものでございます。

2、教育指導課でございます。

廃止となる教職員住宅・館山塩見臨海学園の管理に関する事務を削り、教育活動支援係に生涯学習振興課が担当していたスクール・コーディネーターに関する事務を加えるというものでございます。

次に、3番、学校運営課でございます。

区長からの補助執行事務である私立幼稚園に関する事務を、幼稚園係から削るというものでございます。

4番、教育環境整備課でございます。

課の名称を教育施設課に改める。

廃止となる教職員住宅の営繕に関する事務を削る。

施設係に生涯学習振興課が担当していた学校施設の使用に関する事務を加えるというものでございます。

次に、5番、生涯学習振興課でございます。

課を廃止し、担当していた事務を教育政策課、教育指導課、教育施設課、区長部局の地域文化部、子ども家庭部に移管するものでございます。

次に、6番、生涯学習財団担当課長。

担当課長を廃止し、担当していた事務を区長部局の地域文化部生涯学習財団等担当課に移管するものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 御説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 確認なんですけれども、社会教育主事の件なんですけれども、社会教育の部分は教育委員会に残って、社会教育主事という役職の方で担当するということなんでしょうか。

熊谷委員長 事務局、お願いいたします。

教育政策課長 社会教育を専ら担当するということでは考えてございません。社会教育で、

区長部局でやるものもでございますので。ただ、社会教育主事に関しましては、今、職として残すのは、これから教育政策課だけでございまして、あと何人がございますけれども、それは要綱をつくりまして、もっとふさわしい、例えば図書館だとか、地域文化部だとか、そういうところに、本人の希望により行くというふうになってございます。ですから、社会教育主事としての職としては、1名、教育政策課に残るというふうになってございます。

熊谷委員長 よろしいでしょうか、おわかりになりますか。

白井委員 何となく。ちょっと生涯学習との関係がまだわからないんですけれども、とりあえず事務的にきちんと一応分けられたという理解でよろしいんですね。

教育政策課長 ですから、逆に、今度、地域文化部にできる生涯学習では、多分、私の記憶の中では社会教育主事はいない。そこに配置される可能性もございます。ただ、これは人事のことなので、まだ決定していませんので、今は何とも言えませんが、配置される可能性はございます。

熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

議案第13号の3ページに、現行と改正後の組織の対応表がありますので、これをごらんになっていただくと多少はおわかりいただけると思うんですが。

よろしゅうございますか。

〔はいの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第13号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

議案第14号 新宿区立区外学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に「日程第5 議案第14号 新宿区立区外学習施設条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第14号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第14号議案、件名は「新宿区立区外学習施設条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

概要でございます。

新宿区立館山塩見臨海学園を廃止することに伴いまして規定を整備するものでございます。

1から3までございます。

(1)は規則の題名を新宿区立女神湖高原学園条例施行規則に改めるものでございます。

2つ目が、館山塩見臨海学園に関する規定を削除するものでございます。これはかなりたくさん細部にわたってございます。

(3)でございます。指定管理者制度をとるほかの規則と表現の整合性を図る等の規定整備を行うものでございます。これは新しい、新旧対照表の新の方で第2条から第9条まででございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

木島委員 これはいいんじゃないですかね、廃止されるから。

熊谷委員長 ただいま木島委員から、塩見臨海学園を廃止することに伴う規定の整備ということで、特に御異議がないということでございますが、御質問がないということでございますが、ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、質疑を終了といたします。

「議案第14号 新宿区立区外学習施設条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございました。

議案第14号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第15号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長 次に「日程第6 議案第15号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正す

る規則」を議題といたします。

議案第15号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第15号議案、件名は「新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

これも概要で説明させていただきます。

平成20年度の組織改正に伴いまして、文化財に関する事務を区長部局へ移管するために、新宿区文化財保護審議会の庶務を担当する部署を、地域文化部文化観光国際課に改めるものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

よろしゅうございますか。これも組織改正による規則の一部の改正でございますので、特に御質問がないようでしたら質疑を打ち切らせていただきたいと思います。

「議案第15号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第15号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第16号 「教育行政の推進にあたって」について

熊谷委員長 次に「日程第7 議案第16号 「教育行政の推進にあたって」について」を議題といたします。

議案第16号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 「議案第16号 「教育行政の推進にあたって」について」でございます。

提案理由でございますけれども、教育委員会の平成20年度基本方針を定める必要があるためでございます。

それでは、説明させていただきます。

教育行政の推進につきましては、11月の定例会で改定方針を協議いたしまして、以降、12

月、1月と改定内容につきまして熱心に御議論いただき、また委員会を離れた場におきまして、各委員よりさまざまな御提案、御意見をいただきましてありがとうございました。

それらの提案、御意見を踏まえまして、本日、議案としてお手元にお示しするものでございます。

本日は、議案ということで書式自体が変わっておりまして、修正箇所が見えづらくなっておりますけれども、前回お示しした改定案から内容面で変更した箇所を中心に御説明いたします。

まず、教育目標でございます。

一部、句読点を入れ、読みやすくした箇所はございますけれども、内容につきましては前回の御提案から変更はございません。四角の中の囲いの3つ、広い視野と、自らを律し互いを思いやる心をもつ人。地域の一員として、社会のルールを守り、社会の形成に進んで参画する人。個性や創造力が豊かで、自ら学び考え行動する人ということでございます。

次に、基本方針にまいります。

基本方針につきましては、全般にわたって表現を見直してございます。

前回の御議論でも指摘のありました言葉の重複を避ける、句読点を工夫して読みやすくする、具体的な事業がある場合には内容が的確に伝わるように等の点に配慮しまして、表現を整理、工夫したつもりでございます。御確認いただければと思います。

個々の変更箇所について御説明いたします。

まず、大きな枠組みとしましては、基本方針1及び基本方針2の名称を変更いたしました。基本方針1につきましては、心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成でございます。基本方針2につきましては、生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実でございます。これは教育目標との関連も考慮した上で、なるべく簡潔な言葉で、それぞれの方針に掲げる項目が、よりわかりやすく伝わるようにとの各委員からの御指摘を踏まえまして、修正させていただきます。

次に、各項目の内容について、前回お示しした案から変更した点を申し上げます。

基本方針1の(2)でございます。「広い視野をもって共に生きる」との箇所に「平和を願う心」を加えました。多様な文化への理解と共生の資質をはぐくむ上での平和への意義づけを強調いたしました。

ちょっと読ませていただきます。

「日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐく

むとともに、多様な文化に対する理解を深め、平和を願う心と広い視野をもって共に生きる資質や能力を育成する。」というものでございます。

次に、(3)でございます。人間性豊かな社会人として成長するの箇所でございますけれども、「自立した」と表現を加えまして、子供の教育にとって大事な使命である自立を目指す意識を表現いたしました。

最後の1行でございます。「人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、「心の教育」の一層の充実を図る。」というものでございます。

次に、(6)でございます。(6)の法教育、(7)の環境に関する記述でございます。こちらは各委員から専門的なアドバイスもいただき、わかりやすく的確に趣旨が伝えられるようにと、全面的に表現を整理いたしました。

読ませていただきます。

(6)でございますが、「個人の尊厳、自由、公正等、法の基礎にある理念や原則を学ぶ法教育を推進し、誰もが自己実現できる自由で公正な民主主義社会の実現のため、他者と共生できる資質や自らが社会の主体者として行動できる資質を養う。」。

(7)でございます。「環境への負荷をできるだけ少なくし、持続可能な社会を作っていくため、身のまわりから地球全体にいたる環境問題に対する理解を深め、主体的に考える環境教育を推進し、環境保全に寄与する態度を養う。」というものでございます。

次は、基本方針2の(2)でございます。文末に「自学自習の資質を養う」との記述を加え、さまざまな教育活動を通じて、みずから進んで学ぶ態度を養う必要性を表現いたしました。

これも読ませていただきます。

「生涯を通じて社会の変化に主体的に対応できるよう体験的な学習や問題解決的な学習を推進し、自ら課題を見つけ、自己の考えや思いを表現し、的確に伝える能力をはぐくむとともに、自学自習の資質を養う。」というものでございます。

次に、(6)でございます。(6)の読書活動、(7)の情報教育については、的確に趣旨が伝えられるように表現を整理いたしました。

読ませていただきます。

(6)でございますけれども、「子どもが進んで読書に親しみ、豊かな情操をはぐくむとともに、学習の基礎となる言語の能力や読解力が身に付くよう、学校図書館の活用を一層進め、学校教育における読書活動を充実する。」。

( 7 )でございます。「情報社会における正しいルールやマナーを身に付け、必要とする情報を正しく収集、選択、活用できる能力を育成するため、コンピュータなどの情報通信技術を効果的に活用した教育活動を展開する。」というものでございます。

次に、基本方針3でございます。

基本方針3につきましては、前回からの大幅な変更はございません。

最後に、基本方針4でございます。

こちらにつきましては、学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備ということで、生涯学習部門の移管等を踏まえ、従来の方針を統合したわけでございますけれども、改めて見直してみますと、表現が重複したり、各項目同士が似た表現になっておりました。全体として精査した結果、記載の( 1 )、( 2 )、( 4 )の表現に修正いたしました。表現を簡略化することで項目を併合したものがございますので、前回の御提案から1項目減りまして、計8項目の構成になってございます。大幅な趣旨の変更は行ってございません。

( 1 )、( 2 )、( 4 )について読ませていただきます。

( 1 )「子どもたちの健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域社会が各々の役割と責任を十分果たせるよう支援するとともに、様々な地域資源との連携を図りながら、相互の教育力の向上を図る。」。

( 2 )「地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校に「スクールスタッフ新宿」や「学校ボランティア」を派遣するとともに、学校の教育活動や運営に保護者、スクール・コーディネーター、地域人材並びに学校評議員の活用を図り、家庭及び地域の教育力との相互支援による教育を推進する。」。

( 4 )安全・安心な環境づくりを目指して、子どもを見守る地域の取り組みを支援するとともに、子どもたちが社会の一員として活動できるよう、地域活動の充実とネットワーク化に努める。」というものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、よろしく願いいたします。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 感想だけですが、表現的にはわかりやすくさらりと読める、前よりもですけど



も。長いなとは思いますが、一口言葉で言うとちょっとつかえるけれども、非常に滑らかに読めるようになったと。この点は、よかったなと思っております。

熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

教育長、お願いいたします。

教育長 基本方針2の(2)で自学自習を入れていただいたんですが、資質なんですかね、態度の方がいいのかなど。国語的にはいかがでしょうか。このままでよければ、これでもいいんですが。

熊谷委員長 今教育長から、用語で、資質よりも態度の方がというような御意見をいただいたんですが、ほかの教育委員の方から御意見をいただけるとよろしいんですが。

よろしいでしょうか。

それでは、基本方針2の(2)の最後の「自学自習の資質を養う」の「資質」の部分で、「自学自習の態度を養う」というふうに修正をしていただけるとよろしいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

教育政策課長 わかりました。議案なものですから、これを打ち直して、最後に議決をしていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。

熊谷委員長 はい。そのように取り計らっていただきたいと思っております。

ほかには何か、御意見があれば、同じような取り計らいで御審議をいただけると思っておりますので、お気づきの点があれば。

木島委員 同じようなことなんですけれども、基本方針1の6の終わりのところに、資質、資質というのが、言葉が2つ続いてしまうんですけれども、「他者と共生できる資質や自らが社会の主体者として行動できる資質を養う」。そうすると、何も、「共生でき」でいいんじゃないのかなと思っておりますけれども、やっぱり2つ入れる必要がありますか。

熊谷委員長 これは同じ言葉がダブるという御意見だと思っております。

白井委員 資質の考え方というのは、もともと生まれているという考え方と、そういうのを養って、教育によってできるのを資質というようなとらえ方もあると思うので、資質という言葉なんですけど、先生おっしゃるように重なってちょっとというのであれば、下の方は社会の主体者として行動できる態度でもよろしかとは、学校教育法なんかは態度みたいな言葉を、今、基本法で使っていますので、それでもよろしいかとは思っています。

羽原委員 姿勢とかね。

白井委員 そうですね。

熊谷委員長 資質というのは、生まれつき持っているという意味ですか。

白井委員 というのではなくて、もともと生まれているものを、教育によって、その資質が培われていくというようなものもあるというか。おかしかったら、ちょっと言葉を考えていただいて結構ですけれども。

熊谷委員長 態度というのと資質というのと、それから能力というのも使っているんですよ。だから、例えば基本方針の2のところは「資質や能力を育成する」となっていますので、多分これは資質と能力というのは区別して、ここにあれしているので、どこの項目でも同じ意味で資質というのが使ってあればと思いますし、能力というのは。資質と能力はどう違うんでしょうか。

白井委員 そういうのでいうと、あれか。

教育政策課長 今の御議論を聞いていまして、「他者と共生でき」で区切ってしまって「自らが」と、両方に資質をかける形でどうでしょうかと思いますが。

木島委員 僕はそれでいいんじゃないかと思いますね。

白井委員 それでもいいですね。

羽原委員 わかりやすいですね。

熊谷委員長 では、「他者と共生でき自らが社会の主体者として行動できる資質」というふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

白井委員 ちょっと資質についての疑問があるのであれば、方針の全部が態度って、態度を養うという形で、結構使っているんだったら、それで統一するというのも一つの考えかなとは思いますが。

熊谷委員長 白井委員の御意見は、資質という言葉を使わずに、全部態度にしてしまうということですか。そうじゃなくて、ここの。

白井委員 私が案を出した6のところだけのことで。

熊谷委員長 6についてですね。

白井委員 ついての部分で、今そういうのが出たので。

木島委員 同じ意味が後ろにあるんだから、そこで前の方を省略すれば、当然後ろの方も。

白井委員 後ろ、資質でいいのかどうかだけなんですけれども、私自体はいいと思っているんですが。

木島委員 僕は、やっぱり態度だとか資質とか能力とかいろいろあると思うんですけれども、余り同じ言葉を繰り返し使うんだったら、前に、その文書の4のところにも態度を養うとい

うことがあるんだから、そしたらそれの方がいいんだろうと思うんですね、資質の方がね。  
熊谷委員長 多分、事務局案は資質と能力は区別して使われていると思うんです。ですから、例えば基本方針の3の8番も、「学校経営を支える教員の資質・能力」というふうになっていますから、多分資質というのは生まれつきというか、ある程度備えているような、そういう力であって、能力というのは、その後いろいろな、それこそ教育とか学ぶとか、そういうことの経験とか、そういうことによって能力が高まるという、こういう多分使い分けをされているので、ここでは資質という言葉が適当であるということであれば、先ほどの木島委員の御提案のとおり、「他者と共生でき自らが社会の主体者として行動できる資質」というふうにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

白井委員、よろしいでしょうか。

白井委員 結構です。

熊谷委員長 それでは、これについても修正をして、最終的にまた御審議で議決いただくということにさせていただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がなければ、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

それでは、これについては再度、御審議をいただくということにさせていただきます。

原案は、原案のままで、しばらくとどめておくということにさせていただきます。

いかがいたしましょうか。報告事項に入って、それで再度またこの議案に戻ってよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

報告 1 教育振興基本計画の策定について

報告 2 平成20年度区立小学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて

報告 3 平成19年度空气中化学物質濃度検査について

報告 4 平成20年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

報告 5 平成20年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について

報告 6 新宿区立図書館基本方針（最終報告）について

報告 7 平成19年度新宿区教育委員会特別支援教育発表会の報告について

報告 8 その他

熊谷委員長 それでは、報告事項に移らせていただきます。

事務局から報告を受けます。

報告 1 から報告 7 までについて一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

報告 1 については教育政策課長、報告 2 から報告 5 までについては学校運営課長、そして報告 6 は中央図書館長、報告 7 については教育指導課長という順で報告をお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告 1 をお願いいたします。

教育政策課長 報告 1 でございます。教育振興基本計画の策定についてでございます。

このお手元の資料に沿って説明させていただきます。

教育振興基本計画策定の必要性でございます。

新宿区教育委員会は、現行の学習指導要領の実施や完全学校週 5 日制の導入を受け、平成 14 年 2 月に現在の「教育目標」を定めるとともに、5 つの「基本方針」を掲げ教育行政を推進してきました。

しかしながら、教育基本法及び学校教育法など教育三法の改正、学習指導要領の改訂が進む中、教育をめぐる状況の変化を的確にとらえるとともに、今後取り組むべき方向や課題を整理し、新たな課題に対応する教育行政の方向性を区民に明らかにしていく必要があるというところでございます。

2 番目で、教育振興計画の内容でございます。

現行の「教育目標」をおよそ 10 年後を見据えて改定し、それを実現するための「基本方針」及び総合的・計画的に取り組む教育施策及び事業について、5 年程度（ただし一次計画につきましては区の実行計画期間との整合性をとるために、平成 21 から 23 年の 3 カ年といたします）を計画期間として示す推進計画とするというものでございます。

また、本計画につきましては教育基本法の規定する教育振興基本計画とするとともに、改正地教行法において義務づけられた教育委員会の活動の点検・評価の対象として位置づけ、教育における計画行政の仕組みとして推進を図るものでございます。

次に、3 番目でございます。検討体制でございますが、これは教育委員会がつくるという前提のもとに、今後、教育委員会において計画の審議、策定を行っていくに当たり、以下の検討体制、関係団体等からの意見聴取を踏まえまして策定するものでございます。

( 1 ) から ( 3 ) は同列でございます。事務局検討、( 2 ) が有識者との懇談並びに P T A 代表、関係団体等からの意見聴取、( 3 ) がパブリック・コメントによる区民意見聴取でございます。

4番、検討テーマでございます。これはあくまでも例示でございます。こんなことがあるのではないかとということで、本日、出させていただきます。新宿区の目指す人間像、教育の方向性、(2)が子どもに身に付けさせたい力、その獲得に向けた取り組み、(3)が学校教育を地域でささえる仕組みづくり(家庭教育、社会教育の役割)でございます。(4)が教育目標実現のための具体的施策で、こういうものを検討テーマとして例示で挙げさせていただきます。

次に、5番の今後のスケジュールでございますけれども、2月から9月については、事務局検討組織による検討を行います。もちろん、その間に進捗状況につきまして、あるいは教育委員がつくるという趣旨から申しましても、教育委員会に報告しながら、協議しながら進めていきます。有識者との懇談、関係団体等からの意見聴取も同時に行います。8月から9月に関しましては、素案策定のための集中審議をしていただきたいと思います。次に、10月の定例会で素案決定をしていただいて、10月から11月でパブリック・コメントを行いまして、11月から1月で意見対応、素案修正等の審議をいたしまして、21年の2月の定例会で教育委員会決定にしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

熊谷委員長 それでは、学校運営課長、引き続きお願いいたします。

学校運営課長 初めに、平成20年度新入学学校選択制度、小学校の補欠登録者の繰り上げについて御報告をさせていただきます。

資料でございますけれども、(1)と(3)については、一括して御説明をさせていただきます。

繰り上げの状況でございますけれども、抽選になりました6校のうち、市谷小学校につきましては、受け入れ上限数115名、一たん決定したところでございますけれども、1月31日現在110名と、5名、転出等で減ってございまして、補欠登録者が20名おりましたので5名を繰り上げて、15人については指定校へ戻っていただくということになりました。

それから、次に余丁町小学校でございますけれども、同じく1月31日現在の入学予定者74名となりまして、補欠登録者が5名いらっしゃいましたので、3名繰り上がりまして、2名が指定校へ戻ったということでございます。

それから、次に四谷小学校でございますけれども、1月31日現在62名の方が入学予定者ということで、補欠が12名でございましたので、全員が繰り上がったということでございます。

それから、落合第三小学校につきましては、1月31日現在73名の方が入学予定ということ

で、補欠登録者6名のうち4名が繰り上がりまして、お二人の方が指定校に戻ったということになります。

それから、柏木小学校につきましては、66名の方が1月31日現在の入学予定者ということで、11組、12名の補欠登録者がいらっしゃいましたけれども、これは予定者からいきますと1人多いんですけれども、1人だけ戻っていただくということはしませんで、全員の方を繰り上げるということにさせていただきました。

それから、西戸山小学校につきましては、入学予定者数70人のところ、補欠登録者16名ということで、7名が繰り上がりまして、9人の方については指定校に戻っていただいたということになります。

それから、参考で戸山小学校を載らせてございますけれども、こちらは実は10月時点で抽選にはならなかったんですけれども、その後の転入等で、かなり受け入れ上限数に近づいてきたということで、後から学校選択、転入で学校選択を希望された方、お一人いらっしゃいまして、保留にしていたんですけれども、その方についても1人抜けたということで、入っていただくことになりました。これが今年度の概要でございます。

(2)のところですが、繰り上げ日程ですが、1月31日をもちまして、全補欠登録者に、その結果についてお知らせをいたしました。学校選択制度の新年度の当初分については、転入者を除きまして、これで一たん決着がついたということになります。

次のページ、(4)でございますけれども、この7校につきましては、大変定員が厳しいという状況がございますので、今後の転入者あるいは指定校変更の御要望については、大変厳しいという前提でお受けをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、平成19年度空气中化学物質濃度検査についてでございます。

これにつきましては、資料にございますとおり、学校環境衛生の基準に基づきまして調査を行っているところでございます。

検査項目につきましては、4物質でございますけれども、ホルムアルデヒドとトルエンについては定期的に、それからキシレン及びパラジクロロベンゼンについては必要と認めるときに検査するということになってございます。

検査結果が著しく低濃度の場合は、次回から検査が省略できるという仕組みのものでございます。

次の2でございますけれども、実施時期につきましては平成19年の7月から12月、区立の

小学校、中学校、養護学校、幼稚園、それから子ども園でございます。教室につきましては普通教室等、こちらに記載のとおりでございます。

検査方法につきましては、パッシブ法というものをういてございます。

機材の設置場所ですけれども、壁面から1メートルで、おのこの部屋によりまして、高さ等については指定をされているものでございます。

3番の検査結果でございますけれども、本年度実施した検査において、指針値を超えている場所はございませんでしたというのが結論でございます。

検査結果につきましては、検査対象校及び検査結果につきましては、次ページ以降に記載をさせていただいているところでございます。

次に、学校給食調理業務委託事業者の選定結果でございます。

初めに、委託業者の選定方法でございますけれども、競争入札ではなかなか給食事業者の資質等を見きわめることができないということで、プロポーザルで行ってございます。第一次審査は書類審査、それからそこで合格した事業者につきまして、プレゼンテーションを行っていただいているというものでございます。

これは平成16年度から新宿区は、学校給食の委託を行ってございまして、現在、小学校9校、中学校4校で実施をしているものでございます。今回の第一次実行計画におきましては、向こう4年間、平成20年度からの4年間につきまして、毎年4校ずつ委託をしていくという予定でございます。

事業者の要件でございますけれども、東京23区内に本社または事業所を有していること。それから、都内の小学校または中学校で自校調理方式の給食委託実績があること。それから、企業として学校給食に積極的な考えを示していること等々の選定基準を設けてございます。

委託の条件でございますけれども、教育委員会が作成する委託仕様書、調理業務等作業基準、設備・器具の手入れ基準、食品の基本的な取り扱い方、食物アレルギー対応手引及び学校栄養士が作成する調理業務指示書に従い調理業務を実施するという、以下、記載の条件を付しているところでございます。

プロポーザルの経緯について御説明させていただきます。

事業者の決定でございますけれども、これは区の指名業者選定委員会で、22社について指定をされてございます。これが11月8日でございます。

それから、各事業者に質問書を送付いたしましたのが11月12日。

それから、選定委員会によりまして第一次審査を行いましたのが12月4日でございます。

選定委員会の委員につきましては、各小・中学校の校長先生、それから栄養士、PTAの代表、それから教育委員会の職員ということでございます。22社のうち、辞退をしなかった16社について書類審査を行いまして、上位7社を第一次審査通過者として決定をいたしました。

12月16日に選定委員会による第二次審査を行いまして、この7社にヒアリングを行いました。そのうちの1社につきましては、当日に辞退をしたという状況でございます。こちら記載のとおり審査を行いました結果、上位4社を委託事業者として決定をいたしました。

その4社につきましては、3でございますけれども、葉隠勇進株式会社、協立給食株式会社、株式会社NECライベックス、それから関東給食株式会社ということでございます。

おのおの受け持つ学校につきましては、4に記載のとおりでございます。

次のページ以降、事業者の概要、それから採点状況等について記載をさせていただいているところでございます。

それから、ちょっとこの話題とは直接絡まないんですけども、このところ食材、中国製の冷凍食品の食材のことについていろいろ報道をされておりますので、ちょっと大まかに新宿区の学校給食の食材のことについてお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、冷凍加工食品については基本的に使用してございません。基本的にというのは、唯一、例外として認めておりますのはアイスクリーム、カップのものとか雪見だいふくとか、こういったものを行事等のときが多かろうと思っておりますけれども、つけていると。加工冷凍食品というジャンルでいえば、それだけということでございます。

それ以外の食材につきましても、基本的には国産品を使用するというので通知を出してございまして、そうはいつでも実はなかなか単価との、コストとの兼ね合いで難しいんですけども、外国産の冷凍食材として入ってきているものとしては、オーストラリア製のグリーンピースですとか、あるいはアメリカ製もあるんでしょうか、冷凍のコーンですとか、こういったものが冷凍の食材としては入ってきています。

それから、生のもので入って、中国産でしかほぼ調達できないというようなキクラゲですとかザーサイなんかについては入ってきているわけですけども、今年の7月ですか、横浜市の方で、キクラゲについて残留農薬が検出されたということがございまして、それ以降、大分慎重になっていまして、基本的には余り使われていないんですけども、使う場合でも、最低限業者による保障と、それから検食の徹底、こういったことは行っているところでございます。

都の方からも調査はまいてございますけれども、現時点では危険と思われる食材の利用と



いうのはございませんので、その点につきましては御報告をさせていただきます。

次に、平成20年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制についてでございます。

22園の幼稚園がございますけれども、3歳児につきましては全体の募集人員が221名に對しまして、応募人員が296名ということで、75人の定員超過が出てございます。応募倍率にいたしますと1.34倍ということでございます。

それから、4歳児につきましては、定員が728名で、全体でございますけれども、進級児が185名、一般募集をいたしましたのが543名でございます、それに対する入園承認者数205人で、最終的に390人の方が入園をする予定でございます。

なお、4歳児におきまして待機者が出ましたのが、落合第三幼稚園におきまして、11月の時点で待機者が出ておったんですけれども、そのときの6名の待機者の方については、この時点で全員お入りをいただくことができました。ただ、後ほど申し上げますけれども、学級の成立しなかった落合第六幼稚園から3人の方が現在申し込まれているという状況がございますので、現在3人の待機者がいるということでございます。

それから、5歳児でございますけれども、定員が668人、進級者が398人で、253人の募集をしていたところですが、応募者が6名、入園者が5名ということで、最終的に404人の方が入園いただく予定ということになってございます。

それから、四谷子ども園でございますけれども、定員50人で、進級児が20人ということで、それに対しまして応募者が33名、4歳児ですけれども、入園承認者30人ということで、最終的に予定園児数としては50人でございます。それから、5歳児につきましては、現在の50人がそのまま持ち上がるという予定になってございます。

それから、学級編制の中で、市谷幼稚園の4歳児でございますけれども、2学級で募集をいたしましたけれども、1学級の定員、30人に満ちませんでしたので、1学級の編制といたします。現在4学級ですけれども、来年度は3学級になるということでございます。

それから、同じく早稲田幼稚園におきましても、2学級で募集をいたしましたけれども、応募者が20人であったために、本年度1学級編制ということで、5歳児は2学級でございますので、4歳児が1学級、5歳児が2学級の3学級でスタートするということとなります。

それから、落合第五幼稚園ですけれども、現在4歳児だけで、5歳児のいない園でございましたけれども、今回4歳児が成立いたしましたので、13人の御応募がございましたので、4歳、5歳、両方のクラスが成立したということで1学級から2学級になります。

それから、落合第六幼稚園ですけれども、現在5歳児のみの園でございますけれども、今

回 4 歳児が学級編制基準の12人に満たなかったために、学級が、園児数がゼロとなりまして、休園という取り扱いになるところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長 それでは、報告 6 について、中央図書館長、お願いいたします。

中央図書館長 それでは、新宿区立図書館基本方針について御報告申し上げます。

最初に、こちらの参考の方の資料をごらんいただけますでしょうか。

その中で、3 番目に「新宿区図書館基本方針 中間のまとめ」意見募集結果がございます。

この中間のまとめの意見募集につきましては、19年 7 月15日から29日まで意見募集をいたしました。その結果、提出意見としまして、総数29件、提出者 9 名がございました。

主な意見について、御説明申し上げたいと思います。

次のページをおめくりいただきたいと思います。

「新宿区立図書館基本方針 中間のまとめ」に対する御意見と区の考え方ということで、まず 3 番をごらんいただけますでしょうか。

御意見といたしまして、開館時間を 9 時にしてほしい。これにつきましては、21年度から 23年度にかけて、順次、開館時間を 9 時にします。21年度は 4 館、中央、北新宿、中町、戸山、22年度は 3 館、四谷、大久保、角筈、23年度は 2 館、鶴巻、西落合。

それから、少し飛んでいただきますけれども、14番でございます。図書館を地域の情報拠点として位置づけた点はよいと思う。ぜひ実現して欲しい。これにつきましては、図書館が地域の情報拠点になるよう、実現に向け最大限の努力をしていきます。

続きまして、15番になりますが、データベース化は賛成だが、極端な IT 化は反対。図書館の意義は紙ベースの図書の常備であると。これにつきましては、情報化の進展に伴い、IT 化を進め、印刷媒体、紙ベースですけれども、これとインターネット等による電子媒体を組み合わせ利用できる図書館を目指しますと。

続きまして、17番、図書館環境の整備でございますが、一部民間委託や指定管理者制については、開館時間などの利便性が向上するならば積極的に取り入れてほしいが、その際には、業者をよく選定し、窓口担当者の教育・研修をきちんと行うところにしてほしい。これにつきましては、一部民間委託や指定管理者制にする際には、業者をよく選定し、窓口担当者の教育・研修をきちんと行うところを選んでいきます。

最後のページでございますが、18番、民間委託、指定管理者の導入に反対する。他区の導入の理由は経費の削減が主で、専門性や政策的決断を必要とする仕事は自治体職員の仕事で

ある。これにつきましては、他区の理由はともかく、当区は限られた財源の中で、いかにサービスを拡充していくかが主眼です。専門性や継続性を確保し図書館行政を充実させるため、区立図書館を統括する中央館は自治体職員で運営いたします。

19番、地域の情報交差点としての位置づけを評価する。委託や指定管理者制度は利用者の図書館に対する信頼を生まないと思うので、経費削減のための導入は反対する。地域館に指定管理者制度を導入するのは、限られた財源の中で、開館時間の拡大など、いかに図書館サービスを拡充していくかが主眼です。利用者に信頼される図書館の運営のために、適切な事業者を選定するとともに指導・育成していきます。

続きまして、20番でございます。地域館を廃止して、インターネットによる予約図書の貸し出し・返却のみを行うコーナーにしないように望む。地域館については、新中央図書館の規模や機能を検討した上で、区の全体計画の中で見直ししていきます。また、インターネットによる予約図書の貸し出し返却についても、身近な場所でのサービスの拡充を検討していきます。

21番です。耐震補強工事の経費と仮移転の経費、これはどのくらいかかるのか。また、耐震診断の結果の総合所見と構造耐震指数（ $I_s$  値）についてはどうか。また、現中央図書館の耐震補強工事を最低限実施すべきである。こういう御意見に対しまして、耐震補強工事の経費と仮移転の経費は、約8億円くらいかかります。また、耐震診断の結果、総合所見は、「耐震性に問題あり」で、構造耐震指数（ $I_s$  値）は基準値を下回る0.6以下。構造上では、南北の揺れに弱く  $I_s$  値が低く出ております。ただ、鉄骨鉄筋コンクリートづくりということで、脆性破壊が発生しにくい。一遍に破壊するおそれが小さいということで、現中央図書館の耐震補強工事については、現在のところ考えておりません。

それから、23番でございます。各区でも続々と新中央図書館をオープンしている。新宿区も長期的展望をもって新中央図書館の設置を決断すべきである。これにつきましては、具体的には23年4月以降になりますが、旧戸山中跡地に新中央図書館を建設予定です。

このような御意見をいただき、また1月には第一次の実行計画の中の内示がございました。それらを踏まえまして、今回、新宿区立図書館基本方針としてまとめたものでございます。

主な修正点を申し上げたいと思います。

こちらの図書館基本方針、これの4ページをお開きいただけますでしょうか。

中間報告から、主に大きく修正した部分でございますが、その中で取り組みの方向、の2段目でございます。2段目のまたその2行目になりますが、「現在、蔵書の約1%を構成

している漫画本については、今後、新宿区の特徴を生かした選書基準を検討していきます。」。

これは議会等で御意見をいただいております。漫画本につきましては、いわゆるストーリー性を重視した漫画、またはコミック性の強いもの、いろんなジャンルがございますが、あと学習漫画等もございますが、それらを踏まえて、今の新宿区立全体の図書館の書架のスペース、そういったことも含めて、今後この漫画本についての研究をしていきたいということで記載させていただきました。

次に、6ページでございます。

6ページにつきましては、子どもの健やかな成長を応援部分の中の新たな新宿区子ども読書活動推進計画の取り組みの方向性でございますが、この第二次の計画の策定に当たっては、3つの目標を掲げ、新たに展開する事業、数値目標を設定しました。これにつきましては、別紙資料3ということで後ろの方に資料がございます。その中の、ちょっとページが振ってございませんで、恐縮です。

12ページ以降に、別紙1という資料、その次の次あたりに、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の概要ということで、縦書きの図3と書かれたものがございます。これは第二次の新宿の子ども読書活動推進計画、現在策定中でございますが、その内容につきまして主な概要を示したものでございます。先ほどの記載の中では、十分に子ども読書活動推進計画の第二次について記載されておりましたので、このような形で記載させていただきました。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

第5章、図書館環境の整備、これについては大幅に変更をいたしております。

まず、課題といたしまして、(1)として新中央図書館の建設といたしました。これは抜本的な見直しということではなくて、明らかに今回の第一次の実行計画の内示の方の方向性が出ておりますので、新中央図書館の建設といたしました。それから、(2)として地域図書館の見直し、(3)として開館時間の拡大と指定管理者制度の活用。これにつきましても今回の実行計画の中で、指定管理者制度、または業務委託という選択肢があったわけでございますが、こちらにつきましても指定管理者制度ということで、方向性をはっきりさせていただきました。それから、(4)としましてはICタグ及び自動貸出機の導入でございます。

これらについて、読み上げていきたいと思っております。

まず、(1)の新中央図書館の建設につきましては、「区民生活をはじめ各分野の課題に

直面した区民の課題解決を支援するため、相談や必要な情報を提供する施設として中央図書館を整備するには、現在の設備・レイアウトを抜本的に見直さなければなりません。現在の中央図書館は昭和45年竣工・47年に開設され、施設及び設備の老朽化が目立っています。また、平成18年度実施の耐震診断によって、現中央図書館は「耐震性に問題あり」と判定されました。耐震補強工事を実施するには多大な経費と中央図書館の仮移転が必要となります。さらに、仮設計では、工事実施後は建物の中に耐震壁が増え、図書館のレイアウトに支障をきたし、機能が大幅に制限されることがわかりました。そこで、中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、新たなIT社会に対応した、情報センターとして機能を強化した区民に役立つ中央図書館を新たに建設します。現在の中央図書館は延べ床面積が約5,000平米あり、現行規模の施設を確保するためには、相応の敷地面積が必要です。今後予定される区有施設の有効活用の中で、敷地規模が確保され、位置的にも区のあることを鑑み、移転先は旧戸山中跡地が最適と考えます。平成20年度に開通する東京メトロ副都心線の「西早稲田駅」と至近距離なので、交通の便が良いことも利点にあげられます。この学校跡地は、平成23年4月以降に利用可能になりますので、平成21年度に、学識経験者や区民利用者の代表による検討組織を立ち上げ、建物の規模やこれからの中央図書館の機能について具体的に検討していきます。」。

次の12ページでございます。

これは地域図書館の見直しということでございますが、「インターネット予約サービスを取り入れてから、図書館の利用方法が変わってきています。この間、インターネットによる予約件数が大幅に増加し、身近な場所で貸出返却のみを求める声も多くなっています。また、学校や児童館など団体貸出の配本サービスを拡充することにより、身近な場所の読書環境を整備しています。このようなことを踏まえ、地域図書館については、従前の形態にとらわれず、区の施設のあり方の全体計画の中で検討していきます。現中央図書館の移転にともなう空白地区や新たな中央図書館の建設によって複数館が重なる地区についても、今後新しい中央図書館の規模や機能を検討していく中で見直ししていきます。また、施設と機能を一新した中央図書館を中心に図書館機能のネットワークを強化していきます。」。

次に、(3)でございますが、これは開館時間の拡大と指定管理者制度の活用です。「開館日・開館時間の拡大、IT社会に対応した図書館の整備や区民生活の課題解決のサポートなど図書館サービスの拡充が区民・利用者から強く要望されています。限られた財源・人員の中で利用者満足度の高い図書館運営を行うために、管理運営形態の見直しを図っていく必

要があります。23区の状況は、新宿区を含めた3区を除く20区（20年度からは21区）で一部民間委託や指定管理者制度が導入され、図書館の開館日や開館時間の拡大を図っています。今後は、区立図書館全体の専門性や継続性を考慮し、中央館は区が直接運営し、地域館で民間事業者やNPO法人による指定管理者制度の活用を考えていきます。新たな図書館運営形態を活用するにあたっては、地域の区民と連携し、地域に愛される図書館を目指します。」。

最後に、ICタグ及び自動貸出機の導入ですが、「図書館資料を電子的に管理することで一体的な図書館資料管理ができ、図書整理に要する時間も大幅に短縮できます。また、自動貸出機を導入することで、プライバシーの保護やカウンター業務の迅速化を図ることができます。このようにして、利用者サービスの向上と図書資料管理システムの機能を充実していきます。」。

このような形で、最終的な基本方針としたいと考えております。よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長 それでは、引き続いて、報告7について教育指導課長、お願いいたします。

教育指導課長 報告7でございます。

先月、1月19日の日に、四谷区民ホールを使いまして特別支援教育発表会を行いました。その概要につきまして、簡単でございますけれども、御報告申し上げます。

この発表会でございますけれども、昨年度までは全国的に心身障害教育という形で、心障教育、いわゆる心障学級と養護学校において、そこに在籍する子供たちについて、どのような指導を適切に行っていくかという、そんなような研究がされていたわけですが、今年度からは特別支援教育、いわゆる特別な配慮を要するお子さんに対して、通常の学級も含めて指導するというように変わったわけでございます。そこで、私どもの取り組みを、学校を初め区民の方にも幅広く知っていただきたいと。そして、いろいろなお知恵をいただきながら、これからの私どもの施策に生かしていきたいと、そんなところが趣旨だったわけでございます。

そして、大変申しわけございません、お疲れのところ。文字が、フォントが小さくなってしまいまして、見づらくなってしまったかと思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

内容でございますけれども、まず報告といたしまして、「歩き出した新宿区の特別支援教育」ということで、私どもの方から説明いたしました。特別支援教育センターの設置、そして特別支援教育推進員の派遣、そして専門家による支援チーム巡回相談の実施と、そんなような旨の話をいたしました。

続きまして、基調講演といたしまして、現在、本区の特別支援教育の、まさにスーパーバイザーとして御活躍いただいております早稲田大学の本田恵子先生に、「障害の理解と支援」ということで御講演いただきました。先生からは、いわゆるだれしも人間は左脳と右脳について、その発達がどちらかに偏っているんだと。つまりは、その会場にいた参会者すべての人に、右脳と左脳どちらかに偏りがあると。そのバランスが余りにも大きくなったときに、いわゆる特別な配慮を要すると。あるいは広汎性発達障害という言い方で呼ばれているだけなんです。ですから、特別なことでは決してありませんよということで、大変具体的なお話をいただきました。例えばアスペルガー症候群、言語性LD、ADHD、動作性LD、反抗挑戦性障害、こういう障害等々、いろいろ御説明いただきまして、皆さんもグルーピングしようと思ったら、どれかに当てはまるんですよ。そんな話をされて、私だったらアスペルガーに入るかなと、自分自身を分析しました。ただし、そういうようなグルーピングの問題なのではなくて、まさに目の前の様子がどうなのかというものを適切に分析して、その子に合った指導をするということが大切なんだという、そんなお話を熱意を込めてくださったわけでありまして。

続きまして、発表といたしまして、「新宿区の特別支援教育 今とこれから」ということで、幼稚園、そして小学校、小学校の通級指導学級、中学校、新宿養護学校、最後に保護者の方ということで、現在の様子、そして場合によっては教育委員会に対する要望等々を交えながら御発表をいただきました。

最後に提言といたしまして、「これからの新宿区における特別支援教育」ということで、先ほどの早稲田の本田先生と同じように、スーパーバイザーとして御活躍いただいております目白大学の舩越知行先生に御提言いただいたところでございます。

先生からは、イギリス等、滋賀県の湖南市というところの現在の取り組みについて、大変先進的なお話をちょうだいして、新宿区もぜひ頑張りなさいと、そのような御提言をいただいたところでございます。

当日の参加者は219名でございまして、そのうち85名の方から、お帰りの折にアンケートをちょうだいしたということで、大変多くの御意見をいただきました。

1番の私どもからの報告については、やるべきことをよく把握し進めているようで期待している。報告の継続を希望すると。つまり、来年もどんどん報告をしていきなさいと。また、多くの人、機関がかかわり充実した体制だが、役割分担を知りたかったと。例えば、巡回相談はどんな役割をして、何をしているのかと、もっと明確にしてほしかったというようなお

話もいただきました。

基調講演につきましては、具体的でとてもわかりやすかった。もう少し時間を長くして詳しく聞きたかった。質問できるとよかった。続きを聞きたいと。本当にぎりぎりの時間でございまして、私どもも聞きたかったなという内容でございました。

発表につきましては、学校の様子がよくわかった。生の声が聞けてよかった。プライバシーの関係で難しいだろうが、実際の問題や取り組みが見えにくかったと。保護者の話が心に残ったという御意見もいただきました。

提言につきましては、滋賀県湖南市のモデルに興味を持った。さまざまな取り組みを検討し、区民の意見を反映してほしい。これからの視点が示されていた。イギリスの例など新しい情報がわかりやすかったという御意見もいただきました。

最後に、その他として、発表会全般に関する御意見でございましたけれども、いろいろ取り組んでいただき感謝している。保護者対象の研修会を開催してほしいと、こんな意見です。まさに幅広い、保護者、地域の方に対する研修会という意味合いでのものだったので、今後やるということが重要なんだろうと、そんなことを思いました。また、質疑応答の時間を確保してほしいというような御意見もいただきました。多くの区民が参加する方法を希望する。また、全教員の参加するような会議にしてほしいと、こんなようなものもいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、本当に私ども今年度取り組み出したところでありまして、これは4月当初にも皆様方にも御報告したとおり、これから2月、3月に向けて、最後、私どもとしても特別支援教育推進協議会を立ち上げまして、1年間の私どもとしての反省を込めた検証をしてみたいと思っております。学校関係者、保護者の方等々を交えて立ち上げまして、そして検証し、そして次年度によりいいものにしていこうと思っております。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

報告1から7まで報告いただきましたので、順次、御質問なり御意見をいただきたいと思いますが、まず報告1について御質問なり、御意見ございますでしょうか。

教育振興基本計画の策定について、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか、これからやるという、こういうことのようにございますので、よろしくをお願いをしたいと。御苦労さまです。



それでは、報告2について、平成20年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて、御質疑のある方、お願いいたします。

特にないようでございますので、それでは報告3、室内空气中化学物質濃度検査についてでございますでしょうか。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 この原因、学校によって差があって、100以内ならいいということですが、少ないにこしたことはないの、この原因は何か考えられるんですか。

学校運営課長 これは構造的なものもあるんですけども、改修工事で塗装の塗りかえとか、時期によって出てきているのかなというふうには思います。ただ、経年で徐々に減っていくものでございますので、クリアしていれば問題ないというふうには考えております。

羽原委員 やっぱり新しい学校ということですか、この数値の高いものは。

学校運営課長 必ずしも新しいというよりは、改修工事とか塗りかえ等があれば、多少リスクが増すということはいえるというふうに思います。

羽原委員 言いたいことは、原因、低い、100以下とか基準値以下だからいいという意味ではなくて、削減する方法があるのかどうか。そのためには、原因に共通性があるのかないのか、計画期間がどのくらいだからどうかとか、そういう、むしろ原因を知らないと対策が立てられないのではないかなと。

学校運営課長 なかなかにわかには、急激に減らす方法というのがあればいいんですけども、なかなかそういう方法というのは、塗りがえるくらいしか多分ないと。先般、千代田区でしたかね、何年前にかなり高い濃度が検出されたということで非常に御苦労された。そのときも、結局使わないとか、そういった対応しかできないというのが現状であるというふうに思っています。

羽原委員 ホルムアルデヒド、発がん性のものですよね。

学校運営課長 換気が一番の解決策ですので、高い濃度にならないように、そういう窓あけ等を励行するということは、やる必要あるかというふうに思っております。

熊谷委員長 白井委員、お願いいたします。

白井委員 去年お聞きしたときに、やはり全般的に音楽室が高いというのは、楽器とかそういうものを使う、ふいたり、ちょっとそういう原因があるというようなことと、コンピュータ室も常時使うわけでなく、ちょっと閉め切ってしまうというようなところで、対策としては窓あけとかの部分のところで、注意喚起するという方向でという御報告を受けた記憶があ

るんですけれども、今回、気になったのが淀四と西新宿の普通教室が、基準値以内ではあるんですけれども、95と100という数字が出ていて、例えば新設の四谷小とかは低いところがありますよね。その辺、何かあるんでしょうか。その辺、ちょっとわかりませんか。

学校運営課長 昨年から特にいじったということはないということでございます。それで、例えばですけれども、ちょっと確認しているわけではありませんが、備品とかの入れかえによっても、可能性としてはふえるということはある得ますので、何らかのそういった作用があったのかなというふうには思います。

白井委員 あともう一つ、これ14年からやっていただいている、特に前年度と比べてよくなった学校とか、そういうところを公表してあげると、やはり努力してやっていたらと思うので、ちょっとそういうのを次回、来年度はそういう視点から御報告いただければと思っています。

熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、報告4に移らせていただきたいと思いますが、学校給食調理業務委託事業者の選定結果について及び冷凍ギョウザの話もちらっと御報告いただきましたが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これについては十分な調査をしていただいて、適切な事業者を選んでいただいたということですが、先ほどのお話にあったように、十分に食材等についての指導もお願いしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告の5番目、平成20年度区立幼稚園・子ども園の学級編制について、これについてはいかがでしょうか。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 ちょっと教えていただきたいのは、かなり定員数に比較すると、一部は別としてほとんど余力があると、収容の余力。これはあれですか、僕が地方勤務していたころは、待機児童が非常に多いというような地域もあったんですけれども、東京都全体にこういう傾向ですか。

学校運営課長 お子さんの数が減っている割に、園の数そのものは、それに比例して減っているわけじゃなくて、ちょっと後追いで減っておりますので、1園当たりのお子さんの数というのは少なくなっているという実態はございます。

熊谷委員長 いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、報告の6、新宿区立図書館基本方針について、御質疑をいただきたいと思います。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 この月曜日休館ですね、これが、どこかに説明が、IT化の関連みたいな、情報システムですか、何か。僕も時々、中央図書館と鶴巻図書館をのぞくことがあるんですが、図書館、大体月曜日なんですよね。これちょっと不便なときが時々あって、IT化で便利になったり情報システムが合理化されると、かえって不便になるというような感じでね。ちょっとやりくりが、どこの館は火曜日が休みとか、何か人為的に工夫ができないのかなと。ちょっとこの説明、僕にはよくわからなかったんですけども。

中央図書館長 確かに図書館情報システムを導入したことによりまして、各館が同じ時間に開館していませんと、図書館情報システムを保守する人間が別に必要になってしまうんですね。自治体によっては、図書館情報システム自体を業者に委託、業者がそのシステムのサーバーを持っているところがありますので、そういうところだと、例えば毎週月曜日じゃなくて、第1、第3とかいう形のことでもできるところもあるんですね。

ただ、新宿の場合には、個人情報についてかなり厳しいところがございますので、外部業者にサーバー委託することやっておりますので、その辺は大変難しいところはございます。ただ、今後の課題としましては、通年開館ということも視野に入れておりますので、職員体制等が整えば、その方向で努力していきたいと思っています。

熊谷委員長 羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 もう一つ、さっきの漫画ですが、新宿区の特性云々という基準というのは何ですか。新宿区の特色を生かした選書基準ですか、漫画にそういうものがあるのかなと。

中央図書館長 まず想定しているのは、例えば今、手塚治虫文庫とあるんですが、新宿区を基点にして活躍された方の漫画を集めるという方法も一つの方法だと思いますし、それからまた地域特性と言っているのは、一つには漫画といっても、いわゆるコミック誌もありますけれども、それ以外に学習漫画等もございますし、また歴史とかそういうことについて、また地域資料についてでも、そういう漫画的なものの要素が強くなるものがございまして、そういったものも視野に入れて、図書館として集めるにふさわしく、なおかつ新宿の特色が出るもの、そういったものを選考基準に考えていきたいと思えます。

熊谷委員長 いかがでしょうか、図書館について。

羽原委員、お願いいたします。

羽原委員 基本方針策定委員会の第3条の顔ぶれですが、ちょっと内部型、当然館主導でいいけれども、もうちょっと、司書会とかはあるわけですよね、司書の連絡網というか20数人の。もうちょっと司書の方が、ここにも有資格者、人数割はわからないけれども、もうちょっとプロの人が参加された方がいいのではないかなと。つまり、簡単に言うと本のアマチュアが決める形になるので、もうちょっとプロとか利用者的な人がいた方がいいんじゃないかなという。

中央図書館長 この裏面の方、設置要綱の裏面をちょっとごらんいただけますでしょうか。基本方針の策定経過という資料がございまして、その中で図書館の運営協議会、こちらは学識経験者、それから公募の区民の方で構成されていますが、そういう方々ともすり合わせをしながら、今回、方針設定をさせていただきました。また、この中にも記載しておりますが、11月9日、12月11日、12月14日には、それぞれ利用者懇談会を地域で行いまして、皆様方の御意見を十分に、十分といいましても、実際には参加者が少なかったものですから十分とは言いきれないんですが、皆様方の御意見を伺いながらつくってまいりました。

もともとこの策定委員会自体は、かなり館中心と申しましょうか、行政中心に行っていますが、これは、1つは大きな方向性の中の図書館の環境整備、この辺のところは今回大きな主眼となったところもございまして、そのような形で区の策定委員会のメンバーを中心に、まずその部分を固めていって、なおかつ広く皆様方の御意見を伺ったというようなつくりをさせていただきました。

熊谷委員長 いかがでしょうか、ほかにございますか。

白井委員、お願いいたします。

白井委員 今の点の確認なんですけれども、11ページに、要するに今館長が説明して下さったのは、この基本方針の策定のメンバーで、実際には21年度に学識経験、区民利用者の代表による検討組織というのを考えているということで、そういう意味では羽原委員が言うような形の、やはり読書についてプロが入った形とか、利用者とか、そういう方を考えていらっしゃるということによろしいのでしょうか。

中央図書館長 今、白井委員のおっしゃられたとおり、今回、基本方針については、こういう方向性について出しておりますが、これから先、また新しい中央図書館をつくるときに、またあり方を、中央図書館を新しくつくることによって、区立図書館全体のあり方を検討してまいりますので、そのときには十分学識経験者の方、または区民の方の御意見を伺いなが

ら作成してまいりたいと思っています。

熊谷委員長 御検討をよろしく願いいたします。

それでは、報告7に移らせていただきます。平成19年度新宿区教育委員会特別支援教育発表会の報告について。

いかがでしょうか。これは教育指導課でまとめられた報告ですので、アンケートの主な意見が全部いい意見ばかりなんですけれども、何かちょっと辛口の何かはなかったんでしょうか。

次長 おおむね良好だったんだよね。

教育指導課長 何分にも、とにかく初めてだったということで、全体としては、とにかく学校の現状と課題が幾らか。つまり、私どもも決して、うまくいきました、やりましたという報告だけではございませんでした。また、先ほどもちょっとお話ししましたように、園、学校からの発表の中でも、結構、例えば、いわゆる通級指導学級をふやしてほしいとか、いろんな御意見もいただいたわけでありまして。もちろんすぐにできることと、できないところもございましてけれども、そういう点では、まさに現在の現状と課題がよくわかったというような御意見が、やっぱり大変多かったなというように思います。

あとは、何分にも今回の趣旨自体が、まだ1年間終わっていない段階で、とにかく早く知っていただきたいというお話もいたしましたし、本田先生も、また舩越先生も、とにかくこれは、この特別支援教育というものは、だれかがやるものだけじゃなくて、まさに地域の方、すべての方の理解のもとでみんなで取り組んでいくことなんだと。先ほど申しましたように、一人一人のお子さんに対してどう接していくのか、どう対応していくのかというのを、まさに地域ぐるみで、みんなで考えていくことなんですよという、そんなようなお話をいただきましたので、まさにそういう、これから考えていかなきゃいけないという会になったのではないかと思います。

ただし、先ほど申しましたように、これからもどんどん発信をしてほしいとか、全教員にこういうことを、先ほど、一番最後に書いてありましたけれども、知るような研修をしなければいけないのではないかとかいうお話をいただきました。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

では、木島委員、白井委員の順でお願いいたします。

木島委員 この目白大学の舩越教授というのは、いわゆる児童なんかがね、最近の子供がど

うして切れてしまうのかとか、そういうのも非常に詳しい方なんですね。だから、今後もうこういう先生を、新宿区にお勤めなんですから、いわゆる学校の先生方もお呼びしたりして、よくそういう点を聞かれると、専門家ですからよろしいかと思えますね。

白井委員 やはり今回、このような形の報告会を持っていただいたというのは大変ありがたいと思います。特に基本方針で、今回も、この後、議決されるであろう。その基本方針でも、特別支援教育というようなことと、地域との連携とかという方針を挙げているんですけども、具体的なイメージがなかなか、実行計画、この後、振興基本計画、考えるに当たっても、実際に今、新宿区のやっていることを報告してもらおうと、そこから発展して計画が、アイデアが出てくるので、そういう意味ではすごく特別支援教育についての、こういう形で情報を入れてもらうというと大変ありがたいので、そのほかの項目についても、できたらお願いしたいと思います。

この中で1つ、滋賀県湖南市のシステムってどんなのか、ちょっと教えていただけますか。  
教育指導課長 これにつきましては、あくまでも舩越先生から御紹介いただいた内容で、私もよくわかっていないんですけども、要は乳幼児期から学齢期、就労期までの、まさに縦の連携をより一層していこうという、そういうシステムだそうで、中でも、いわゆる個人情報をつなげていくシステムなんですね。ですので、いわゆるコンピュータで、どこまで何をどう伝えていくかといった点では、なかなかすぐに参考にできるかということ、ちょっとこれは難しさもあるなという気がするわけです。ただし、いわゆる特別支援教育というのは、まさに学校だけじゃない、小さいころからずっと、いわゆる発達の経過というものを知っていかなきゃいけませんし、いわゆる公的機関だけではない、家族あるいはもっと身近な、さまざまな機関との連携が必要だという点では、さまざまな情報の共有が必要だというような御提案であったと思います。いずれにいたしましても、私どもとしても、今回は私どもの発信だけだったんですけども、もし次年度、同じようなことをするということになったら、例えば福祉との連携のもとでの発表とか、やはり他と結びつけていく、そういうことが必要になってくるんじゃないかなということを感じました。

白井委員 ありがとうございます。

熊谷委員長 いかがでしょうか、ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

1つだけ、これ大分自画自賛されていましたが、それから効果も上がる、それと必要だとおっしゃっていましたが、今後は毎月のように、どのくらいの頻度で。年1回

ですか。年1回というのはちょっと。どうなのでしょう。年1回だと忘れてしまうんじゃないですか。いや、それ冗談ですけども、これについてのそれなりの予算的措置はされているでしょう、発表会について。それは。

教育指導課長 ありがとうございます。今回は本当にボランティアを含めて、ほとんどない予算の中でさせていただきました。次年度はぜひ、次年度も同じ状況だと思いますが、ぜひ、先ほど白井委員のお話ではないですけども、取り組んでいくことについて、幅広く発信していくように努力したいと思います。

ただし、なかなか取り組みが、月ごとにそうなるかということではございませんので、年に1回程度になるうかと思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと。

熊谷委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、一応報告7まで御質疑をいただきましたけれども、報告8、その他となっている。何かございますでしょうか。

教育政策課長 中央図書館長より、1件報告させていただきます。

熊谷委員長 よろしくお願ひいたします。

中央図書館長 早稲田大学との図書館の協定について御報告申し上げます。

早稲田大学の中でも、全学部ではなくて教育学部ということで、教育学部の学生読書室、それから大学院教育学研究科読書室、合わせて約5万3,000冊所蔵の図書館との協定を結ぶものでございます。

20年4月1日から20歳以上の新宿区民であり、区立図書館の利用登録者である方と、それから新宿区立の小・中学校に勤務する教員の方が、こちらの方を利用できるように覚書を締結するものでございます。

利用登録料は2,000円ということで、従来の富士大学、それから目白大学とは違い、蔵書の館内だけの閲覧ということで、利用料金も若干安目に設定させております。

2月5日、月曜日に、早稲田大学で調印式を行いたいと思います。

以上でございます。

熊谷委員長 ありがとうございました。それは図書館長と早稲田大学の図書館長、どういふあれでされるのでしょうか。

中央図書館長 まず1つは、覚書につきましては、早稲田大学の教育・総合科学学術院長、藁谷教授ですね。これは教育学部の学部長でありますけれども、藁谷教授と、それから金子教育長での覚書の調印でございます。

それから、運用要領等につきましては、同じく藁谷学術院長と中央図書館長の私で調印するものでございます。

熊谷委員長 ありがとうございます。

今の御報告について何か御質疑ございますでしょうか。

特にないようでございますので。

ありがとうございました。

ほかにはよろしゅうございますね、報告は。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

熊谷委員長 先ほど御審議を保留させていただきました「日程第7、議案第16号 「教育行政の推進にあたって」については」、ここで休憩を挟んでから、再度、改めてご審議をいただきたいと思っておりますので、一時休憩とさせていただきます。

では、4時10分にご参集いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午後 4時02分休憩

午後 4時17分開会

熊谷委員長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、議案の審議を再開いたします。

それでは、改めて教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 先ほどの御意見をまとめまして、修正の議案を机上に配付させていただきました。修正箇所について御説明いたします。

基本方針1でございます。1の(6)でございます。「他者と共生できる資質や」のところの「る資質や」を削除しまして、「でき」で点を打ち、「自らが」に続きます。

次の修正箇所でございます。

基本方針2でございます。2の(2)、3行目のところ、「自学自習の資質を養う」の資質を削除し、「自学自習の態度を養う」に修正いたしました。

以上で説明を終わります。

熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。



御意見、御質疑をお願いいたします。

特に御意見、質疑がないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第16号 「教育行政の推進にあたって」について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

閉 会

熊谷委員長 本日の教育委員会は以上で閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4時19分閉会